

経過措置を行う福祉施策一覧

ア 経過措置対象者用の負担額等の上限額を設定

施策名		経過措置 期間
1	障害福祉サービス(居住系(入所)サービス)	7年
2	障害福祉サービス(訪問系・日中活動系サービス)	4年
3	補装具(障害)	4年
4	地域生活支援(移動支援・地域活動支援等)	4年
5	地域生活支援(日常生活用具)	4年
6	障害児入所給付費	7年
7	自立支援医療(更生医療)	4年
8	自立支援医療(精神通院医療)	4年
9	自立支援医療(育成医療)	4年
10	障害者自立支援医療特別対策費	4年
11	京都市ヘルパー特例派遣事業	4年
12	緊急時介護人及び入院時支援員派遣事業	4年
13	障害者休日・夜間緊急対応支援事業	4年
14	やむを得ない事由による措置	7年/4年
15	養護老人ホーム入所措置	7年
16	高齢者すまい・生活支援事業	4年
17	高齢者虐待シェルター確保事業	4年
18	家族介護用品支給事業	4年
19	児童福祉施設措置費(助産施設以外)	7年
20	産前産後ヘルパー派遣事業	4年
21	育児支援ヘルパー派遣事業	4年
22	スマイルママ・ホッと事業	4年
23	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	4年
24	子育て支援短期利用事業	4年
25	ひとり親家庭等日常生活支援事業	4年
26	高等職業訓練促進給付金等事業	4年
27	高校進学・修学支援金支給事業(学用品購入等助成金)	4年
28	利用者負担額(保育料)	4年
29	時間外(延長)保育事業	4年
30	一時預かり事業	4年

イ 施設への直接支払い

1	介護保険(特定入所者介護サービス費(補足給付))	7年
2	介護保険(高額介護サービス費)	4年

ウ 申請勧奨による還付

1	障害福祉サービス(新高額障害福祉サービス費)	4年
2	障害福祉サービス(在宅自立支援給付費(総合上限制度))	4年
3	成年後見制度利用支援事業(障害)	4年
4	成年後見制度利用支援事業(高齢者)	4年
5	国民健康保険(高額療養費)	4年
6	国民健康保険(入院時食事療養費)	4年
7	国民健康保険(高額介護合算療養費)	4年
8	後期高齢者医療(高額療養費)	4年
9	後期高齢者医療(入院時食事療養費)	4年
10	後期高齢者医療(高額介護合算療養費)	4年
11	【再掲】介護保険(特定入所者介護サービス費(補足給付))	7年
12	【再掲】介護保険(高額介護サービス費)	4年
13	病児・病後児保育事業	4年

エ 対象者からの申請による還付

1	特定医療費(難病)	4年
2	小児慢性特定疾病医療費助成	4年
3	老人医療費支給事業	4年
4	介護保険(高額医療合算介護サービス費)	4年

(参考)経過措置の対象外とする施策

複数年にわたって継続的に利用するものではない施策(単年度施策)

施策名		経過措置 期間
1	日常生活用具給付事業(高齢)	-
2	介護予防安心住まい推進事業	-
3	がん検診	-
4	歯周疾患予防健診	-
5	高齢者インフルエンザ予防接種 (R4.10見直し済み)	-
6	高齢者肺炎球菌ワクチン接種	-
7	高校進学・修学支援金支給事業(入学支度金)	-
8	児童福祉施設措置費(助産施設)	-
9	先天性代謝異常等検査採血指導料	-

負担額等の見直しに伴い均等割減免制度の廃止の影響を受けない施策

1	学童クラブ事業	-
2	障害児通所給付費	-